

「地域文化を活用した地域活性化プロジェクト」に係る  
実演・体験による魅力発信事業業務委託仕様書

1 事業名

「地域文化を活用した地域活性化プロジェクト」に係る実演・体験による魅力発信事業  
業務委託

2 目的

京都府域には、地域の祭り・行事で行われてきた伝統芸能や民俗芸能が今でも多く残る。しかしながら、少子高齢化等による地域文化の保存、継承や親しむ機会の減少から、伝統芸能や地域の民俗芸能・行事・生活文化の継承に資することを目的に、各地の地域文化の実演・体験によって、その歴史文化的価値や魅力を直接体感できる機会を創出し、地域文化を支える機運醸成に活かすことを目指す。

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日

4 業務内容

(1) 開催日

契約日から令和7年3月31日（月）（予定）

(2) 会場

下記5（2）を踏まえて、提案すること

(3) 実施内容

地域文化の実演・体験による歴史文化的価値や魅力をより高めて発信するため、府内の地域文化を一堂に集め、光と音や音楽等の演出を加え、これまでに無い新たな民俗芸能大会を開催する。

また、伝統芸能や民俗芸能に興味がある府民等が地域の芸能者と共に演することにより、新たな文化体験機会を創出し、伝統芸能や民俗芸能を通じて自身が「文化（芸能）を伝える」側にも立つことで、魅力を伝える素晴らしさを体感し、文化（芸能）をより身近に感じる機会とする。

イベント開催前には集客のための広報を実施し、開催後についても実施効果の波及のため、積極的な広報発信を実施する。

なお、実演場所については、京都府地域文化活性化連絡協議会（以下、「連絡協議会」という）から指定することもあるため、協議の上、決定する。

(4) 入場料等

入場料については、上限5,000円（税抜）まで設定可とする。

その他グッズ等を販売する場合は、連絡協議会と協議の上、決定すること。

プレイガイド等のオンラインチケットのほか、ネット等が使えない方にも広くチケットが購入できるよう工夫すること。

また、入場料等に関しては、受託者の収入とするが、その収入を財源に当事業に関連する事業を実施すること。（入場チケット販売手数料等の経費も含む）

なお、当事業に関する事業についても、提案することとし、当事業同様に募集要項、仕様書等に準じる。

## 5 業務内容

### （1）全体企画

前項を踏まえて、企画提案を行うこと。その際、これまで京都の伝統芸能や民俗芸能等の文化に関わる機会が少ない方にも興味・関心を抱かせる等、十分な集客をはじめ、自らも参加したいと思わせる公演・演出、仕組み等について企画すること。

十分な集客を見込むため、著名人の出演等、誘客に資する取り組みを行うことが望ましい。

### （2）実演場所の選定・確保

地域文化の実演・体験による歴史文化的価値や魅力の発信の効果が期待できる実演場所を府内において選定し、当該場所の管理者と実演に関する使用等の許可を得るための調整を行い、実演場所を確保する。

また、実演場所については、連絡協議会から指定することもあるため、協議の上、決定する。

- ・実演場所数 京都市内 1箇所以上
- ・実演場所想定例 文化ホール、文化関連等各種イベント会場、観光関連等各種展示会場、ショッピングモール等

### （3）実演団体との出演調整

伝統芸能や民俗芸能などの府内の地域文化から、実演場所における実演・体験に適した地域文化を連絡協議会が4～5程度選定するので、当該地域文化を担う団体と出演に向けた調整を行い、円滑な出演を実現する。

- ・実演団体想定例

伝統芸能：能・狂言、人形浄瑠璃など

民俗芸能：福知山音頭と踊（福知山）、宮津おどり（宮津市）、和知太鼓（京丹波町）、宇治田楽（宇治市）など

- ・公演回数 1回以上

### （4）広報・当日運営

実演への一般参加、実演・体験当日により多くの人が集まるよう事前に効果的な広

報を行うとともに、実演・体験の当日がより親しみやすく、また、会場が賑やかになる催しを企画し、より多くの人を惹きつける工夫を行うこと。また、例えば京都市内で開催される同様の催しとの広報連携やセットチケット販売など、相乗効果が得られる取り組みもを行うこと。

また、光と音や音楽等を加えるなどの魅力的な演出を、地域文化を担う団体の意向確認など調整の上、加えること。

なお、当日の準備、設営、進行、オンライン配信（実施の場合）、撤収等運営管理一切を行うこと。

#### （5）記録・撮影

実演への一般参加者数や実演・体験当日の鑑賞・体験者数などの実績数値の他、一般参加者や鑑賞・体験者、地域文化を担う団体を対象としたアンケートの実施等、事業効果（地域文化の歴史文化的価値や魅力の発信）を評価するためのデータを収集、記録するとともに、実演・体験当日の様子を撮影（静止画及び動画）すること。

撮影した映像等を利用する等、府内の伝統芸能や民俗芸能が当時う参加した方だけに留まらず広く周知・PRできる工夫を行うこと。

なお、被写体となった人に対して、京都府のHP等への掲載など公開に係る肖像権等権利関係の承諾を得ること。

#### （6）実績報告

実演への一般参加者の募集、実演・体験を実施した後、速やかに鑑賞者数や体験者数、写真等による結果速報を報告するとともに、すべての実演・体験が終了した後、アンケート集計結果等も加えた詳細を報告すること。

### 6 成果物

次の成果物を作成し納品する。

#### （1）実績報告書

事業に関するすべての事項を記録した報告書（A4縦）

#### （2）資料データ

事業に関する最終的な資料（協議資料など事業途中の不確定資料は含まない）

#### （3）撮影データ

実演・体験当日の様子を撮影した画像及び動画データ（JPG及びmp4形式）

### 7 その他

（1）成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、委託者に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について

必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。